

令和2年第1回弥彦村議会（3月）定例会

議事日程（第1号）

令和2年3月3日（火曜日）午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 村長招集挨拶
- 日程第 4 議長諸報告
- 日程第 5 村長行政報告
- 日程第 6 承認第 1号 専決処分の報告について 弥彦村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 承認第 2号 専決処分の報告について 令和元年度弥彦村一般会計補正予算（第6号）
- 日程第 8 議案第 1号 令和元年度弥彦村一般会計補正予算（第7号）
- 日程第 9 議案第 2号 令和元年度弥彦村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第10 議案第 3号 令和元年度弥彦村介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第11 議案第 4号 令和元年度弥彦村競輪事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第12 議案第 5号 令和元年度弥彦村温泉事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第 6号 弥彦村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第 7号 弥彦村手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第 8号 弥彦村夢の木はうす設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第 9号 弥彦村地域交流センター設置条例を廃止する条例について
- 日程第17 議案第10号 弥彦村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第11号 弥彦村村営住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第12号 弥彦村テニスコート設置及び管理条例を廃止する条例について
- 日程第20 議案第13号 令和2年度弥彦村一般会計予算
- 日程第21 議案第14号 令和2年度弥彦村国民健康保険特別会計予算
- 日程第22 議案第15号 令和2年度弥彦村後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第23 議案第16号 令和2年度弥彦村介護保険特別会計予算
- 日程第24 議案第17号 令和2年度弥彦村競輪事業特別会計予算
- 日程第25 議案第18号 令和2年度弥彦村温泉事業特別会計予算
- 日程第26 議案第19号 令和2年度弥彦村下水道事業会計予算

日程第27 請願第 1号 基礎年金の改善を求める意見書採択の請願

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（10名）

1番	渡	邊	富	之	さん	2番	古	川	七	郎	さん
3番	那	須	裕	美	子	さん	4番	丸	山	浩	さん
5番	板	倉	恵	一	さん	6番	柏	木	文	男	さん
7番	小	熊		正	さん	8番	武	石	雅	之	さん
9番	本	多	隆	峰	さん	10番	安	達	丈	夫	さん

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	小林	豊彦	さん	教育長	林	順一	さん				
政 策 統 括 官	山	岸	喜一	さん	総務課長	志	田	馨	さん		
税務課長	小	森	順一	さん	住民課長	伊	藤	和	恵	さん	
福祉保健 課長	小	林	健	仁	さん	農業振興 課長	丸	山	栄	一	さん
観光商工 課長	高	橋	信	弘	さん	建設企業 課長	小	林	栄	一	さん
教育課長	富	田		憲	さん	会計 管理	石	塚		豊	さん
公営競技 事務所長	斎	藤	雄	希	さん						

職務のため出席した者の職氏名

議会事務 局長	笹	岡	正	夫	書記	春	日	史	子
------------	---	---	---	---	----	---	---	---	---

◎開会の宣告

○議長（安達丈夫さん） おはようございます。

これより令和2年第1回弥彦村議会3月定例会を開会いたします。

皆さんにお知らせをいたします。

ニュース等でご承知のとおり、新潟県内の新型コロナウイルスの感染者が続出しております。

ウイルス感染拡大防止のため、弥彦村議会3月定例会における3月5日、一般質問以降の本会議場及び委員会室での傍聴をお断りすることにいたしました。

議会の内容は、音声データを弥彦村ホームページに載せ、誰でも聞くことができるようにしたいと思います。

急な決定のため周知が間に合わず、ご迷惑をおかけいたしますが、国からの指針に沿った対応となりますので、どうかご理解とご協力をお願い申し上げます。

(午前10時00分)

◎開議の宣告

○議長（安達丈夫さん） それでは、議事に戻ります。

ただいまの出席議員は10名であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（安達丈夫さん） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりでありますので、ご協力をお願いいたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（安達丈夫さん） 最初に、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、

2番 古川七郎さん

3番 那須裕美子さん

を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（安達丈夫さん） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

このことにつきましては、先般、議会運営委員会が開催され、協議を願っておりますので、その結果について、委員長から報告をお願いいたします。

本多議会運営委員長。

○議会運営委員長（本多隆峰さん） それでは、議会運営委員会の報告をいたします。

本委員会は、令和2年第1回弥彦村議会（3月定例会）の運営について協議するため、下記のとおり開催したので、その結果を報告いたします。

- 1、開催日時、令和2年2月19日（水曜日）、午前10時開会、午前10時41分閉会。
- 2、開催場所、弥彦村役場委員会室。
- 3、出席委員、本多隆峰、武石雅之、板倉恵一、柏木文男及び議長。
- 4、欠席委員、なし。
- 5、説明のため出席した者、政策統括官、総務課長。
- 6、職務のため出席した者、議会事務局長、書記。
- 7、協議の結果

委員長開会宣告、政策統括官挨拶に引き続き、3月定例会の提出予定議案は、承認2件、条例7件、補正予算5件、当初予算7件の計21件であるとの説明が総務課長よりありました。

また、人事1件について、最終日に追加提案したいとの申出がありました。

次に、議員提出予定議案については、請願1件と陳情2件が提出されているとの報告があり、協議の結果、請願については所管の常任委員会に付託し、陳情については配付のみとすることにいたしました。

一般質問は、7名の方から通告申出がありました。

会期日程については、3月3日午前10時を招集予定日とし、3月18日までの16日間とすることで話し合いが行われました。

なお、会期日程案は次のとおりであります。

月 日	曜	開 会 時 刻	日 程
2月28日	金	午前 9時	全員協議会（予算説明会） 終了後 議員懇談会
3月 3日	火	午前10時	本会議（提案説明） 散会后 全員協議会
3月 4日	水		休 会
3月 5日	木	午前10時	本会議（一般質問）
3月 6日	金		休 会
3月 7日	土		休 会
3月 8日	日		休 会
3月 9日	月	午前10時	本会議（総括質疑） 散会后 競輪特別委員会 終了後 広報特別委員会
3月10日	火	午前10時 午後1時半	総務文教常任委員会 厚生産業常任委員会
3月11日	水		休 会
3月12日	木	午前 9時	予算審査特別委員会
3月13日	金	午前 9時	予算審査特別委員会
3月14日	土		休 会
3月15日	日		休 会

3月16日	月		休 会
3月17日	火		休 会
3月18日	水	午前10時	本会議（委員長報告・採決）

8、その他。

2月28日に、3月定例会提出議案の説明についての全員協議会を開催し、その後、議員懇談会において、予算審査特別委員会の設置と令和2年度弥彦村議会関係行事予定等について説明を受けることにいたしました。

また、定例会初日の全員協議会では、理事者側から、おもてなし広場配送センター改修の進捗状況及び今後の展望とマスコットキャラクター制作の進捗状況、弥彦村新監査基準制定の3点について説明を受けることにいたしました。

会議内容は、以上のとおりであります。

令和2年3月3日

弥彦村議会運営委員長 本 多 隆 峰

弥彦村議会議長 安 達 丈 夫 様

以上であります。

○議長（安達丈夫さん） ただいま会期に対する報告がありましたが、他の委員から補足説明はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん） 補足説明なしと認めます。

お諮りいたします。議会運営委員長からのご報告のとおり、本定例会の会期は本日から3月18日までの16日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は16日間と決定いたしました。

◎村長招集挨拶

○議長（安達丈夫さん） 次に、日程第3、村長から招集のご挨拶をお願いいたします。

村長。

○村長（小林豊彦さん） おはようございます。

令和2年第1回弥彦村議会3月定例会の開会をお願いいたしましたところ、議員各位におかれましては、ご多忙の中、全議員のご出席を賜り、開会できましたことを心より御礼申し上げます。

恒例により、新年度初めての議会開会に当たり、令和2年度の村政に臨む施政方針を述べさせていただきます。

皆様ご承知のように、弥彦村の令和2年は、除雪車出動ゼロという前代未聞の暖冬の中、スタートいたしました。

一方、目を世界に転じれば、昨年末からは、それまでの常識では考えられない事件が発生、これからの新しい一年、何が起きてもおかしくない、大変な時代に突入したことを予感させられたものであります。それが年明けから僅か2か月余りで、中国武漢で発生した新型コロナウイルスが、日本はもちろん、アフリカなど一部を除き世界各国に急速に蔓延、世界中の脅威となっていることは、皆様ご承知のとおりであります。

このままでは世界経済に深刻な打撃を与えることは避けられない情勢であります。

村の観光にとっても計り知れない被害をもたらすおそれも出ております。村では、2月28日までに新型コロナウイルス対策として、村のホームページに厚生労働省、新潟県の情報に掲載、村民皆さんへの注意喚起を行うと同時に、公共施設に手洗い等のポスターを掲示、庁舎正面玄関入り口及び各課に消毒液を設置してまいりました。

また、県内に患者が発生した2月29日には、新型コロナウイルス感染対策本部を直ちに設置、更に5人目の患者発生の3日には、弥彦村高齢者支援センターなど、村内公共施設の当分の間の閉館、閉鎖、イベントの自粛要請を決めるなど、迅速な対応に努めております。

村民の皆さんにはご不便、ご迷惑をおかけすることになりますが、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

また、閉鎖、閉館が長期に及ぶ場合には、弥彦競輪場を含め、各施設の管理をお願いしている皆様にはそれなりの補償、あるいは施設内での違う仕事を何とか探して生活に大きな支障がないようなことに努めてまいりたいというふうに思っております。

いずれにいたしましても、どうしても落ち着かない中での新年度スタートとなります。しかし、いかなる事態にあっても、行政の停滞、遅滞はあってはならないことと肝に銘じております。粛々と着実に行政を進めてまいります。

新年度の最大の政策課題は、村の財政基盤の強化、すなわち独自の自主財源の拡充強化がその第一であります。同時に、第二には、村内農村部の人口減少対策の立ち上げであります。この2つの極めて困難な政策課題を同時に解決に乗り出すことが令和2年度新年度、私に課せられた使命であると深く自覚しております。

2つの中でも特に難題なのは、農村部の人口減少にどのようにしたら歯止めをかけられるかあります。農村部の人口対策は一刻の猶予もない喫緊の課題であります。

1月29日、衝撃的な調査報告が私の元に届けられました。村が独自に進めていた大字別の弥彦村地区別推計人口の調査結果でありました。弥彦村全体で10年後、20年後に人口がどう推移するか推計したものではありません。弥彦地区、矢作地区、村山地区など、村内20の各大字の集落別に集計したものであります。弥彦村にとっては初めての試みではありますが、確認しておりますが、県内でも初めての人口推計と思っております。

結果は茫然とするものであります。

村内20の大字それぞれの令和2年の人口を起点に、5年ごとにどれだけ各地区で人口が増減するかを推計したものであります。20年後には、矢作地区を除いて19の大字全てが令和2年に比べ

大幅に人口が減少、その20年後にその集落に残った人口が僅か11人、9人、そしてゼロという集落も出てくる結果となっております。この集落の維持さえ不可能になる地域は、いずれも私たち村の農業を主体とする地域であります。

人口の減少を止め、そして増やしていくためには、農業を変えるしかない。それがこの5年間、村長として私が考え続けた末の結論であります。

では、一体どう変えるのか。農家所得1軒当たり、所得でありますけれども、1,000万円以上の農業を実現することしかないというふうな到達、結論いたしました。

この農業を実現できない限り弥彦村の維持、繁栄は不可能と思っております。逆に、もうかる農業を実現すれば、若い人たちが地元に戻り、人口減少はストップ、地域に活気が戻ります。全国の先進的な高収益農業を実現しているところに、そのような例は幾つも見ることができます。

私たちの村は、伊夜日子大神様に守られている村と本当に感じます。もうかる農業を実現するには、栽培する強力な商品がなければ、しょせん絵に描いた餅であり、掛け声倒れであり、夢で終わってしまいます。この強力な商品が私たちの村には存在いたします。それが枝豆であります。露地栽培の枝豆であります。50年前に枝豆栽培に乗り出し、苦勞されて村の最強野菜に育ててくれた先人の残してくれた村の宝であります。

私は、ご存じのように、経済新聞社で長年記者をやってきました。そのときに、事業を立ち上げるとき何が一番難しいのかということ、いろんなケースで見えてまいりました。一番大事なのは商品開発、それを売る市場であり、マーケットであります。私どもの弥彦村の枝豆には、既にそのマーケットは存在しております。しかも需要は極めて強い。そのこともよく承知いたしました。

村の枝豆栽培の専業農家の中には、消費税を払っておいでになる農家も既に存在します。皆様ご存じのように、1,000万円以上の販売額がなければ、消費税は免除されます。これを払っておいでになるということは、弥彦村では既に高収益農業を実現されている農家がおいでになるということです。決して私が言っていることは夢物語ではありません。

ただし、私自身も農業をやっておりましたのでよく分かりますが、税金対策を考えた農業をしている限り、地域全体を底上げするもうかる農業、高収益農業は実現することは不可能であります。農業をビジネスとして捉え、突き抜ける農業に邁進すること、それこそが今求められている農業と言えます。

また、この枝豆は、政府が認めている自治体による自主財源づくり、ふるさと納税の村の強力な返礼品に成長することは間違いありません。平成27年、村が本格的にふるさと納税を開始するとき、近いうちに米だけが5億円にまで達すると断言しました。役場の皆さん、誰も信じてくれませんでした。しかし、僅か3年後の平成30年には、私が言ったとおり5億円は達成しております。根拠なく予見したわけではありません。全国他産地の、あるいは県内の違う産地の米と比べても、弥彦の米はうまいと思っておったからであります。

会社の仲間、仕事先の人たち、大学時代の友人、全てが弥彦の米がうまいと言っているのを知

っておったからであります。その米より強力な我が村の特産品が枝豆だというふうに確信しております。

米には、県内だけでなく、県外にも強力なライバルがたくさんあります。ところが、枝豆は今のところほとんどありません。こんな商品は、私の人生の中でも見たことがない、初めてであります。

村の自主財源の拡充強化につながり、しかも農村部の人口アップも実現する、枝豆の代表産地育成、この政策課題に、議員各位をはじめ村民の皆さんのご支援をよろしくお願い申し上げます。

長くなりましたので、この辺で終わりといたしますが、今議会でご審議いただく予算案は、職員全員が村のため、村民の皆さんのために、知恵を絞った予算案となっております。慎重なご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

ありがとうございました。

○議長（安達丈夫さん） ありがとうございました。

◎議長諸報告

○議長（安達丈夫さん） 次に、日程第4、議長から12月定例会以降の諸般の報告をいたします。

お手元に配付されております3月定例議会議長報告をご覧ください。

表は、12月定例会以降の行事で、その中の主な行事を説明いたします。

1月12日、彌彦神社において、無火災、無災害の祈祷が行われ、続いて改善センターで消防出初式が開催され、出席をいたしました。弥彦村では初めての女性消防団員が誕生いたしまして、女性の持つソフトな面を生かして、住宅用火災警報器の普及促進、高齢者宅の防火指導や、住民に対する防火教育及び応急手当等の普及指導、災害時の避難支援など、ソフトな面での活躍が期待されておるところでございます。

それから、1月16日そして30日では、競輪主催地議長会の役員会が開催されまして、千葉市及び岐阜市へ行ってまいりました。

それから、2月5日、新型コロナウイルスが問題になっておりますが、彌彦神社でウイルスの終息を願う疫神祭が行われ、祈願をしましてまいりました。

以上で議長報告を終わります。

次に、監査委員から例月出納検査の結果が議長宛てに提出されております。事務局長をもって報告いたします。

議会事務局長。

○議会事務局長（笹岡正夫さん） それでは、命によりまして報告をさせていただきます。

監査委員からの例月出納検査の報告書の写しは、議案書1ページから4の2ページにお示ししてあるとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

報告は以上でございます。

◎村長行政報告

○議長（安達丈夫さん） 次に、日程第5、村長から行政報告をお願いいたします。

村長。

○村長（小林豊彦さん） それでは、行政報告をさせていただきます。

昨年12月22日、彌彦神社三光之飾復活記念行事、これは平成30年に宮司様のほうから、明治7年以来途絶えていた鏡餅神事を150年ぶりに復活したいというお話がございました。村としましては、これは観光振興につながると、あるいは弥彦産のモチ米の販売促進にもつながるということから、全面的に協力いたしますというお話を申し上げまして、平成30年12月には昭和天皇が彌彦にご参拝にお見えになったときに差し上げたおはぎがあまりにおいしいので、もう一度送ってほしいというモチ米の所有者に、平成31年に作ってくれという話をしまして、平成31年、令和元年ですけれども、代かきのときに神社のほうから結界を張っていただいております、その田んぼに作ったモチ米を三光之飾のモチ米として提供いたしまして、非常に好感度を上げたと、注目を浴びたというふうに思っておりますし、今後も続けてまいりたいというふうに思っています。

1月16日、農林漁業成長産業化支援機構を訪問いたしました。これは、ここまで3年間以上ですか、弥彦村の農業に対し、いろんな国の政策に対してどうしたらいいかというのをご相談させていただいています。その令和2年度について、いろいろとまたご相談申し上げたいので、伺ってまいりました。

1月22日、新潟明訓高等学校評議員会、これは明訓高校が、名前が弥彦村の出身で、弥彦村が発生の地であります。したがって、新潟明訓高校より歴代弥彦村のどなたかが評議員としてやってこられたんですけれども、私の前任の方が亡くなられたので、村長が評議員としてやっていただけないかというお話がありました。私のところの村の子弟も、何人かお世話になっております。喜んで評議員としていろいろとご協力を今申し上げているところでございます。

それから、1月24日、弥彦村農林再生協議会検討委員会、これは、2月16日にあります水稻栽培研修会と同じであります。令和元年度の弥彦村のコシヒカリの一等米の比率が僅か0.5%、ゼロに近いということが、令和2年度にあってはならない、何とかして令和2年産のコシヒカリが、一等米が従来どおり9割までいくように皆さんにいろいろと研究してくださいということをお願いいたしましたところ、この会を実施していただきました。令和2年度は0.5%というようなことがないということを信じておりまして、また期待もしております。

それから、2月4日と2月18日、長岡市長面会、新潟市長面会となっております。私が直接両市長にお会いしました。これは、国道289号線を、現在燕市の116号線との交差点、伊勢丹さんのところですが、そこまで来ておりますけれども、それを県道吉田・弥彦線を通して弥彦まで延伸していただけないかということに関係機関にお願いしましたところ、関係市町村と一緒に、そのことによって国道が県道を、国道に昇格することによってどれだけのメリットがあって、どういう皆さん期待をしているのかということをちゃんと示してくださいと。それでな

ければ難しいですよというお話を頂きました。そのため、新年度から研究会を立ち上げると決めておりますが、そのためにも長岡市長、新潟市長にお会いしてその研究会に参加してくださいということを頼んでまいりました。両市長とも快諾していただきました。もちろん、燕市長さんにはその前に既にお願ひしてあります。新年度から、時間は変わりますけれども、研究会を通して間違いなく弥彦村にも国道が誕生するように努めてまいりたいというふうに思っております。

2月5日は、先ほど議長がおっしゃられましたが、疫神祭、これは私も行ってまいりまして、毎週月曜日にはお願ひに、朝7時に行くことにしております。なかなかそう簡単には疫病の終息はないと思いますけれども、彌彦の神様に誓って、一日でも早く疫病退散できればという願ひからでございます。

2月27日、東京に出張してまいりました。これは、主眼は令和3年度、来年度の競輪事業、寛仁親王牌をもう一度弥彦に是非何とかしてほしいということで、去年は議長、副議長、競輪特別委員会の委員長のお力も借りまして、前橋市、宇都宮市、それから東京の3団体に陳情に行つてまいりました。もう一回3団体に伺いましたけれども、感触としては、私だけではなく、同行しました弥彦村公営競技事務所の斎藤所長も、村長、今回は大丈夫かねというところまで来ております。何とかして、令和2年度、3年度に競輪の寛仁親王牌を持ってきたいというふうに思つておまして、それが目的と、もう一つは、去年の議会で承認していただきました外部監査の報告書を受け取りに行つてまいりました。全員協議会で申し上げたとおり、内容については、いろいろちょっと精査することがありますので、もうしばらくご猶予いただきたいと思ひますけれども、ただ、外部監査の規則の中に報告書は議会議長と代表監査委員、それから多分競輪特別委員会の委員長には提出するということが義務づけられておりますので、いずれそれはお願ひしたいと思つております。しばらくお待ちいただければというふうに思ひますので、よろしくどうぞお願ひいたします。

以上です。

○議長（安達丈夫さん） ありがとうございます。

◎承認第1号～議案第19号の上程、説明

○議長（安達丈夫さん） 次に、日程第6、承認第1号 専決処分の報告について 弥彦村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例から、日程第26、議案第19号 令和2年度弥彦村下水道事業会計予算までの21案件を一括して議題といたします。

これより提案者から提案説明を求めます。

村長。

○村長（小林豊彦さん） 令和2年第1回弥彦村議会3月定例会の開会に当たり、提案いたしました議案の要旨をご説明いたします。

承認第1号 専決処分の報告について 弥彦村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例につきましては、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係

法律の整備に関する法律の施行により、成年被後見者であっても印鑑登録が可能になったため、所要の一部改正を行ったものであります。

この件については、政令の施行が12月14日であり、該当者の不利益とならないよう、地方自治法第179条第1項の規定により、12月20日専決処分させていただいたものであります。

承認第2号 専決処分の報告について 令和元年度一般会計補正予算（第6号）で、1月28日に専決いたしました。

既定の総額46億1,245万5,000円に、歳入歳出それぞれ1億7,194万9,000円を追加し、総額を47億8,440万4,000円とするものでございます。

歳入の主なものといたしましては、13款国庫支出金5,214万9,000円、20款村債1億1,630万円、歳出の主なものといたしましては、10款教育費1億7,203万円です。小学校大規模改造第3期工事に係るものであり、国の当初予算の追加内示による補正であります。

第2条の繰越明許費につきまして、弥彦小学校大規模改造事業の第3期分について、国の交付決定の時期が遅かったことから、年度内に着手、完了することができないため、繰越明許費を設定したものであります。

第3条の地方債の補正につきましては、当該事業に充当するため、所要額を補正したものであります。

議案第1号 令和元年度弥彦村一般会計補正予算（第7号）につきましては、既定の総額47億8,440万4,000円に、歳入歳出それぞれ1,703万2,000円を減額し、総額を47億6,737万2,000円とするものでございます。

歳入の主なものといたしましては、1款村税、村民税400万円、たばこ税減800万円、13款国庫支出金、国庫補助金1,337万9,000円、19款諸収入、雑入減1,893万5,000円。

歳出の主なものといたしましては、2款総務費、総務管理費減3,345万1,000円、8款土木費、道路橋梁費4,885万6,000円、10款教育費、小学校費減3,178万8,000円などであります。

第2条の主な繰越明許費につきましては、道路新設改良事業並びに雪害対策施設整備事業については、国補正予算（第1号）に伴う事業であり、いずれの事業も交付決定の時期が遅かったことから、年度内に着手、完了することができないため、繰越明許費を設定するものであります。

道路維持事業費については、工事部材が全国的に品薄となっており、工期が大幅に遅れたことから、年度内に完了することが困難であるため、繰越明許費を設定するものであります。

第3条の地方債の補正につきましては、国補正予算（第1号）に伴う事業に充当するため所要額を追加し、その他の事業については実績見込みに合わせて補正するものであります。

議案第2号 令和元年度弥彦村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、既定の総額7億3,418万9,000円に、歳入歳出それぞれ540万円を追加し、総額を7億3,958万9,000円とするものでございます。

歳入の主なものといたしましては、3款国庫支出金、国庫補助金200万2,000円、4款県支出金、県補助金210万3,000円、8款諸収入、雑入101万5,000円、歳出の主なものといたしましては、1

款総務費、総務管理費200万2,000円、2款保険給付費、高額療養費213万1,000円などであります。

議案第3号 令和元年度弥彦村介護保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、既定の総額9億5,621万円に歳入歳出それぞれ79万5,000円を追加し、総額を9億5,700万5,000円とするものでございます。

歳入の主なものとしたしましては、3款国庫支出金、国庫補助金148万6,000円、6款繰入金、一般会計繰入金減96万7,000円、歳出の主なものとしたしましては、1款総務費、総務管理費減105万4,000円、6款予備費114万9,000円などあります。

議案第4号 令和元年度弥彦村競輪事業特別会計補正予算（第4号）につきましては、既定の総額141億5,000万円に歳入歳出それぞれ1億9,400万円を減額し、総額を139億5,600万円とするものでございます。

歳入の主なものとしたしましては、4款諸収入639万9,000円、5款繰入金、基金繰入金減2億200万円、歳出の主なものとしたしましては、2款競輪事業費、競輪開催費減9,338万8,000円、3款予備費減1億19万9,000円などあります。

議案第5号 令和元年度弥彦村温泉事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の総額2,400万円に歳入歳出それぞれ230万円を追加し、総額を2,630万円とするものでございます。

歳入としたしましては、2款繰越金111万円、4款諸収入119万円、歳出の主なものとしたしましては、1款総務費、総務管理費減150万円、4款諸支出金、積立金200万円、5款予備費166万5,000円などあります。

議案第6号 弥彦村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましては、地方公務員法の改正により特別職の非常勤職員については対象となる者が厳格化され、専門的な知識経験または識見を有する助言、調査を行う職に限定されたところであります。これにより、区長、町内会長及び交通指導員が非常勤特別職に該当しなくなるため、所要の一部改正を行うものであります。

議案第7号 弥彦村手数料条例の一部を改正する条例につきましては、デジタル手続法第2条により、住民基本台帳が改正されたこと及びデジタル手続法第4条により番号利用法が改正されたことで、手数料条例の改正が必要になったため、所要の一部改正を行うものです。

議案第8号 弥彦村夢の木はうす設置条例の一部を改正する条例につきましては、夢の木はうすの利用形態が子育て支援や生涯学習での利用となっているため、子育て支援を所管する教育課へ管理を移管するため、所要の一部改正を行うものであります。

議案第9号 弥彦村地域交流センター設置条例を廃止する条例につきましては、当該施設について、令和2年4月以降、地域交流促進施設として使用しないことから、同施設の設置条例を廃止するものであります。

議案第10号 弥彦村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部改正により、幼児教育・保育の無償化に伴う食事の提供に要する費用の取扱

いの変更、用語の整理を行うため、所要の一部を改正するものであります。

議案第11号 弥彦村村営住宅条例の一部を改正する条例につきましては、県営住宅条例の入居時、親族要件及び単身入居に係る面積要件が廃止されたことから、村営住宅についても県営住宅の入居要件に合わせるため、所要の一部改正を行うものであります。

議案第12号 弥彦村テニスコート設置及び管理条例を廃止する条例につきましては、当該施設について、令和2年3月末日をもって廃止することとしたため、条例を廃止するものであります。続きまして、令和2年度当初予算について説明させていただきます。

議案第13号 令和2年度弥彦村一般会計予算につきましては、歳入歳出総額39億8,000万円で編成いたしました。前年度同額でのスタートとなっておりますが、予算編成においては、細部まで予算査定を行い、無駄を省きながら、これからの弥彦村に必要な予算を確保することに努めてまいりました。

歳入予算の主なものについてご説明いたします。

1 款村税につきましては、9億738万7,000円、前年度比1.7%減といたしました。基本的に、いずれの税目も減額となっておりますが、法人村民税につきましては、近年の決算状況を考慮して200万円増で計上しております。

7 款地方消費税交付金につきましては、1億6,900万円、前年度比10.6%増といたしました。令和元年10月の消費税増税分を考慮し計上いたしております。

10 款地方交付税につきましては、13億6,000万円、前年度比4.6%増といたしました。令和元年度交付実績及び財政状況を分析した結果、6,000万円増額となっております。

17 款寄附金につきましては、4億140万8,000円、前年度比19.9%減といたしました。がんばれ弥彦ふるさと寄附金、いわゆるふるさと納税の予算について、令和元年度の実績を基に、前年度比1億円減の4億円で計上いたしました。

20 款諸収入につきましては、2億5,034万9,000円、前年度比5.7%増といたしました。競輪事業特別会計からの繰入金を1,000万円増額し、8,000万円を計上しております。

以上、歳入予算につきましては、健全財政の観点から、いずれも歳入欠陥が生じないよう精査し、計上させていただいております。

続きまして、歳出予算の主なものについてご説明いたします。

今年度の予算編成に当たり、最も重要な事業として位置づけておりますのは、6 款農林水産業費、枝豆共同選果場建設事業3,000万円であります。弥彦村の特産品である枝豆を中心に、農業所得の増加を目指しながら、ふるさと納税返礼品に定着させることにより、村財政力の強化を図ってまいります。

また、2 款総務費におきまして、防災備蓄品整備事業920万円、防犯カメラ設置事業126万5,000円を計上し、災害に対する備えを進めるとともに、村民の皆様が安心・安全に弥彦村に住み続けてもらえるよう、整備を進めてまいります。

10 款教育費におきましては、学力向上支援事業として小・中学校に学習指導支援講師を配置す

ることはもちろん、教育ICT活用推進事業として752万4,000円を計上し、文部科学省が推進するギガスクール構想の実現に向け、学校のICT環境を整備することにより、一村一校だからできる充実した教育環境の整備を進めてまいります。

その他、歳出予算の主な取組につきましては、当初予算説明書の8ページから記載しております。いずれの予算も弥彦村にとって大きな取組となっておりますので、ご確認くださいようお願いいたします。

続きまして、特別会計についてご説明させていただきます。

議案第14号 令和2年度弥彦村国民健康保険特別会計予算につきましては、歳入歳出の総額を6億8,100万円で編成いたしました。前年度比1,900万円の減額となっております。新潟県から示された推計医療給付費や国保事業納付金が減額されていることが主な理由となっております。

議案第15号 令和2年度弥彦村後期高齢者医療特別会計予算につきましては、歳入歳出の総額を8,230万円で編成いたしました。前年度比660万円の増額となっております。これは、今後の加入者増を踏まえ、後期高齢者医療制度の健全運営を目的に2年に1回行われる保険料率の見直しに伴う増額となっております。

議案第16号 令和2年度弥彦村介護保険特別会計予算につきましては、歳入歳出の総額を9億1,000万円で編成いたしました。前年度比1,200万円の増額となっております。多様化、増大化する介護サービスに関する費用のほか、地域包括ケアシステム構築の推進や、介護予防事業にも力を入れて取り組み、高齢者が安心して住み慣れた地域で暮らし続けられるような支援体制の構築に努めてまいります。

議案第17号 令和2年度弥彦村競輪事業特別会計予算につきましては、歳入歳出の総額を137億9,000万円で編成いたしました。前年度比6億9,000万円の増額となっております。開設70周年の節目を迎える弥彦競輪では、7月には新観覧席及びセダーハウスの工事も完了し、新たなスタートを切る大切な年となります。また、ナイター競輪の充実や場外開催経費の効率化を図り、更なる収益確保を目指しながら、特別競輪誘致に向け、積極的に取り組んでまいります。

議案第18号 令和2年度弥彦村温泉事業特別会計予算につきましては、歳入歳出の総額を2,300万円で編成いたしました。前年度比100万円の減額となっております。やひこ桜井郷温泉、湯神社温泉、2つの源泉の適切な管理、安定給湯に努めてまいります。

続きまして、令和2年度公営企業会計についてご説明させていただきます。

議案第19号 令和2年度弥彦村下水道事業会計予算につきましては、収益的収入の総額を4億8,486万1,000円、収益的支出の総額を4億6,174万5,000円、資本的収入の総額を2億890万6,000円、資本的支出の総額を3億9,395万4,000円で編成いたしました。

現在の下水道普及率は99.9%、水洗化率89.8%となっており、経営状況につきましても引き続き厳しい状況ではございますが、経費節減に努め健全経営を図ってまいりたいと思っております。

以上が1月末の段階で今議会に臨む弥彦村の提案理由の予算説明でございます。

ただ、この予算案を編成し終わった後に、先ほど施政方針の中でも申し上げました、皆さんご

承知の新型コロナウイルス問題が発生し、ますます深刻な状況となっております。競輪事業も、新年に入りまして非常に好調な売上げを見せておりましたけれども、政府の要請で、指示で、先回やりました奈良の記念競輪から観客なしでスタートいたします。売上げは昨年に比べ3割にとどまっております。これから先、終息しない限り、弥彦競輪場としても観客なし、無観客で運営せざるを得ません。その場合、果たしてこの予算が、その無観客試合がいつまで続くかによっても違いますが、大きな影響を受けることは間違いありません。更に、村税収入についても、できるだけ自宅にとどまるような、あるいは10人以上の集会を自粛するような事態が続く限り、弥彦村の観光収入が大きく減ることも、これも避けられないと思っています。

そうした中で、今のこの予算編成が、皆さんにご提示いたしました予算が、そのまま執行できるとは思っておりません。相当厳しい事態を迎えることも予想しなければなりませんし、行政を預かる身にとっては、絶えず最悪の事態、例えば7月に予定しております記念競輪、できなくなる場合、あるいは、いろんな観光イベント、これが全て中止になる、そういう事態さえも予想して、これからの村政運営を今年一年、臨んでまいらなければならないというふうに覚悟しています。議員の皆さんにおかれましても、その点をよくご理解いただきまして、ご協力をお願い申し上げます。私の提案説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（安達丈夫さん） お疲れさまでした。

これで提案説明を終わります。

◎請願第1号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（安達丈夫さん） 次に、日程第27、請願第1号 基礎年金の改善を求める意見書採択の請願を議題といたします。

紹介議員から請願の趣旨説明をお願いいたします。

2番、古川七郎議員。

○2番（古川七郎さん） 皆さん、おはようございます。ただいま紹介いただきました古川でございます。

基礎年金改善を求める意見書採択の請願についてということです。

請願の趣旨。貴職におかれましては、弥彦村村民の生活向上と福祉増進のために、尽力されていることに深く敬意を表します。

1、2019年6月、金融庁審議会報告、老後の生活資金2,000万円不足問題や、8月発表の財政検証による基礎年金が30年で3割減、厚生年金の給付水準2047年には2割減にとの報告は多くの国民に衝撃を与えました。高齢者は生活不安、若い世代は将来不安を持ち、図らずも公的年金制度の脆弱性が明らかになりました。その要因は、年金給付はマクロ経済スライドにより減り続けることにあるとされています。

2、厚生労働省は、2013年10月から15年4月の間に特例水準解消を名目に2.5%の年金減額改定をしました。15年4月には初めてマクロ経済スライドを発動して、0.9%の年金減額改定をし、

この間合わせて3.4%の減額改定をしました。2018年ベースで弥彦村の年金受給者に支給されるはずの年金が34億円のところ、実際に支払われた年金額（共済年金を除く）は33億円で、3.4%の減額改定により1.2億円も減少しています。これに伴い、住民税は減少し、購買力は低下しています。年金の減額改定で生活保護者へ移行する高齢者も増えてきております。

3、年金は、そのほとんどが消費に回ります。年金額の引下げが地域経済と地方財政に与える影響は大きく、自治体の行政サービスにも直結する大問題となっております。2017年全国政令都市20市は、国に対して、国民年金に関する要望書を提出いたしました。公的年金制度そのものが高齢者や障害者の生活を安心して支えるものとなるよう、老齢基礎年金等の支給額を改善されるよう要望する。年金受給者の中には、毎月払いへの要望もあることを考慮しながら、引き続き年金制度の安定的な運営に向けて検討されるよう要望するとしています。

4、2019年4月から年金額は、物価が1%増えたにもかかわらず、マクロ経済スライド発動等により、僅か0.1%増の改定にとどまりました。加えていま、消費税増税、医療、介護保険料の負担増が続き、年金受給者の生活に深刻な影響を及ぼしています。今後、マクロ経済スライドによる年金減が続くならば、年金受給者の生活はますます苦しくなるばかりです。国民の年金不安をなくして、老後の安心をつくるためには、何よりもマクロ経済スライドによる給付削減の仕組みの見直しが求められます。政府もマクロ経済スライドに係る調整率改善のため、公的年金受給者変動率の向上を目指し、厚生年金被保険者適用範囲を広げるために施策に取り組んでいます。

つきましては、私たちの切実な願いである下記事項について意見書を採択し、地方自治法第99条に基づいて、内閣総理大臣及び国会に送付することをお願いいたします。

請願事項。

地方自治法第99条に基づき、下記の事項に係る内閣総理大臣及び国会に意見書を送付する。

1、若者も高齢者も安心して老後を暮らせるように、老齢基礎年金等を改善すること。

以上でございます。

○議長（安達丈夫さん） ただいま説明のありました請願第1号について、ご質疑があればこれを許します。

ご質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん） 質疑なしと認めます。

以上で、請願1案件の趣旨説明を終わります。

なお、本請願につきましては、お手元に配付の委員会付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することといたします。

◎散会の宣告

○議長（安達丈夫さん） 以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

次回は、3月5日午前10時から再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。
大変お疲れさまでした。

(午前11時02分)